

鳥取県職員採用試験

〔令和9年4月採用予定 公務員経験者対象〕
受 験 案 内

◆鳥取県総務部行政体制整備局人事企画課◆
〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 鳥取県庁本庁舎 3階
電話 (0857) 26-7034
URL <https://www.pref.tottori.lg.jp/jinjikikaku/>

この試験は、国・都道府県等で一定期間の勤務経験を有している方を対象にした選考試験です。これまで培った知識・経験を活かして、即戦力として活躍できる人材を求めています。

1 受付期間、試験日、試験会場

受付期間	【インターネット】 随 時 【最終受付日】令和9年1月29日（金） ◎原則として鳥取県の電子申請サービスによる申込みとなります。郵送による申込みを希望する場合は、令和9年1月15日（金）までに鳥取県総務部行政体制整備局人事企画課までご連絡ください。 ◎申込みが完了すると「申込完了通知メール」が送信されます。期間内に申込みが完了しないものは受け付けられませんので、必ず確認してください。 ※申込み手続きは余裕を持って早めに行ってください。 「9 受験申込手続」（4ページ）をご確認ください。 受付期間終了直前はアクセスが集中しシステムの操作がしにくくなったり、システムメンテナンス等により急遽システムが使用できなくなることがありますのでご注意ください。
試験日及び 試験会場	申込み完了後に案内する日時及び場所 ※申込受付後、試験日程等を決定します。

2 募集職種、採用予定者数、職務内容、採用予定日、主な配属先

職種	採用予定者数	職務内容	採用予定日	主な配属先
事務、社会福祉、総合化学、薬剤師、農業、畜産、建築、獣医師、林業、保育士	各職種 1名程度	職種等に応じた職務	令和9年4月1日	本庁、総合事務所、教育委員会事務局等 （※警察本部以外の全ての部局）
土木（農業土木を含む）	3名程度			

(注1) 原則、「3(2) 職務経験」に該当する期間に任用されていた職種（同等の職種を含む。）のみ受験可能です。該当する職種が不明な場合は鳥取県総務部行政体制整備局人事企画課までお問合せください。

(注2) 募集職種及び採用予定者数は欠員状況等によります。欠員状況等により選考を実施しない場合がありますので、最新の情報は鳥取県総務部行政体制整備局人事企画課のホームページをご確認ください。（<https://www.pref.tottori.lg.jp/328792.htm>）

3 受験資格

(1) 年齢要件

昭和42年（1967年）4月2日以降に生まれた人

(2) 職務経験

国、都道府県又は人事委員会を置く地方公共団体における職務経験を通算して3年以上有すること

- ①「職務経験」は、平成28年4月1日から申込日までの間に、任期の定めのない職員として1年以上継続して就業（1週間の労働時間数がおおむね29時間以上勤務）した期間が該当します。なお、休職、停職、育児休業その他の休業期間（連続して3か月を超えるものに限る）は除きます。
- ②1年以上継続した職務経験が複数ある場合は、それらを通算することができます。
- ③上記のいずれにおいても、期間を通算する計算は月単位で行い、月の途中で就職又は退職した場合は、その月は全て就業していたものとみなします。

(3) 資格・免許等

職 種	必 要 な 資 格 ・ 免 許 等
社会福祉	次のア、イいずれかに該当する人 ア 社会福祉法第19条第1項各号に規定する社会福祉主事としての任用資格を有する人 イ 大学又は大学院において心理学を専修する学科等を修めて卒業（修了）した人
薬剤師	薬剤師法第2条に規定する薬剤師の免許を有する人
獣医師	獣医師法第3条に規定する獣医師免許を有する人
保育士	児童福祉法第18条の18第1項に規定する保育士の登録を受けた人

※1 上記の資格・免許等がなければ、採用候補者となっても採用されません。

※2 「心理学を専修する学科」とは、「心理学科」、「教育心理学科」、「社会心理学科」等、学科名に「心理学」を冠した学科、または心理学専攻、心理学主専攻、心理学コース等、明らかに心理学を中心に履修したと判断できる専攻分野に該当する学科等が該当します。

(4) 国籍

日本国籍を有しない人については、次のいずれかに該当する人又は令和9年3月31日までに該当する見込みの人に限り受験できます。

- ・ 出入国管理及び難民認定法別表第2の上欄に掲げる永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者
- ・ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者

日本国籍を有しない職員は、従事する業務及び職が制限されます。

(5) 欠格要件

地方公務員法第16条等の規定により地方公務員となることができない人は受験できません。

- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 鳥取県の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ・ 地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者

4 試験内容

試験種目	配点	内容
経歴調書評定	300点	国、都道府県又は人事委員会を置く地方公共団体における経歴等について評定
アピールシート試験	300点	①職務経験・技能、成果等、②経験等の県政への活用 の2つのテーマで出題します。 ※アピールシートは、人物試験の参考資料にも使用します。
人物試験	600点	個別面接による専門知識・人物についての口述試験

5 採用候補者の決定方法

(1) 採用候補者

経歴調書評定、アピールシート試験及び人物試験の得点を合計した得点の高い順により決定します。

なお、経歴調書評定、アピールシート試験及び人物試験の得点には、それぞれ一定の基準があり、この基準に満たない場合は、合計得点に関わらず不合格とします。

(2) 証明書等

採用候補者の決定後、採用までに受験資格の確認等のため、各種証明書等（職歴証明書、卒業（修了）証明書、免許証の写し等）を提出していただきます。必要な要件を欠いていることが明らかになった場合、又は必要な書類が提出されていない場合は採用されません。

なお、申込書等の記載事項に虚偽、錯誤又は脱漏があると、採用されない場合があります。また、任命権者において、児童福祉法第18条の36第3項の規定に基づき、同条第1項のデータベース（保育士特定登録取消者管理システム）を活用することとし、児童生徒性暴力等を行ったことが判明した場合には採用されないことがあります。

加えて、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、こどもに接する業務に従事する場合は、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、本試験の最終合格後、任命権者による採用手続き等の過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認することがあります。

6 採用候補者の発表

採用候補者の受験番号を鳥取県総務部行政体制整備局人事企画課のホームページに掲載し、あわせて県庁本庁舎の1階屋内掲示板に掲載するとともに、受験者全員に合否を文書にて通知します。

7 試験結果の開示

この採用試験の結果については、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）第14条第1項の規定により、次の表のとおり指定の開示場所の窓口で開示を請求することができます。開示の内容は次の表のとおりです。

開示対象の試験	開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
採用試験	受験者本人	経歴調書評定、アピールシート試験及び人物試験の得点、合計得点及び順位	採用候補者発表日から1月間	鳥取県総務部 行政体制整備局人事企画課 (県庁本庁舎3階)

※いずれかの試験において成績が設定された基準に満たなかった場合には順位はありません。

試験結果の開示の請求は、受験者本人が運転免許証等の写真により本人であることが確認できるものを携帯して、直接開示場所へおいでください。電話、はがき等による請求では開示できませんので注意してください。

また、希望者には郵送により試験結果を通知しますので、通知を希望する受験者は、試験日当日に、110円切手を貼った受取先明記の通知用封筒〔長形3号（12.0cm×23.5cm）〕を持参してください。試験日当日に通知用封筒を持参しなかった場合は、郵送による開示請求はできません。

8 採用時期及び条件

(1) 採用時期

採用は、原則として令和9年4月1日を予定していますが、採用候補者と調整の上、決定します。

(2) 職位・給与

ア 職位及び初任給

職位は、国・都道府県等における経歴等を勘案し決定されます。

また、初任給は、国・都道府県等における職歴等の経歴に応じて決められます。

イ 昇給

原則として毎年1回、4月1日に行われます。

ウ 諸手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当などが、それぞれの条件に応じて支給されます。

(3) 勤務時間、休日、休暇

ア 勤務時間

午前8時30分から午後5時15分まで（休憩時間60分）

※勤務場所によって異なる場合があります。

※フレックスタイム制を導入しており、時差勤務も可能です。

イ 休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

※勤務場所によって異なる場合があります。

ウ 休暇等

年次有給休暇（年間20日。1時間単位で取得可能）、特別休暇（結婚、出産、育児関係、夏季他）、病気休暇など

(4) 勤務場所における受動喫煙防止措置等

敷地内禁煙

9 受験申込手続

鳥取県の電子申請サービスのトップページ (<https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/>) にアクセスし、画面上の注意事項に従って申し込んでください。

受付期間終了後は、申込内容の変更はできません。



* 注意事項

- ・ご使用の機器や環境によっては、一部対応できない場合があります。
- ・インターネットによる申込みができない事情のある方は、1月15日（金）午後5時までに鳥取県総務部行政体制整備局人事企画課までご連絡ください。

【申込手順】

①パソコン、スマートフォンの環境設定

「pref-tottori@apply.e-tumo.jp」からのメールを受信できるように設定してください。

なお、スマートフォン以外の携帯電話からの申込みはできません。

②受験申込み

申込みが完了すると、「申込完了通知メール」、「審査完了通知メール」の電子メールが順次、申込みの際に登録したアドレスに送信されます。申込後直ちに「申込完了通知メール」の電子メールが届かない場合又は申込後3日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）経っても「審査完了通知メール」の電子メールが届かない場合は、鳥取県総務部行政体制整備局人事企画課までお問い合わせください。

これらの電子メールに記載されている整理番号とパスワードは受験番号確認の際に必要ですので、メールを削除しないように注意してください。

③試験日時の調整

申込みの際に登録した連絡先に、電話又はメールにより試験日時の調整に関する連絡をします。

④受験票の作成 ※申込みの際に登録したアドレスに電子メールが送信されます。

次の方法により受験票を作成してください。

- ・「受験票作成依頼メール」の電子メールが届いたら、鳥取県の電子申請サービスのトップページ (<https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/>) にアクセスし、画面上部にある「申込内容照会」をクリックします。
- ・「申込完了通知メール」に記載されている整理番号とパスワードを入力し申込内容を表示させます。
- ・申込内容確認画面の下部にある文書（PDFファイル）をダウンロードし、受験票を印刷してください。
- ・印刷した受験票に「受験票作成依頼メール」で案内する受験番号を記入し、試験日当日に持参してください。

10 経歴調書評定及びアピールシート試験の受験について

「とっとり電子申請サービス」の提出フォームにより、申込完了後に電子メールで案内する指定期間内に提出が必要となります。

①所定の欄に回答を入力してください。

②「とっとり電子申請サービス」は、一定時間（約 180 分）の画面遷移がないことでタイムアウトとなり、それまでの入力内容が無効となる場合があります。文面をあらかじめ用意した上で入力を始めることを推奨します。

※「とっとり電子申請サービス」の提出フォームについては「受験票作成依頼メール」にURLを記載します。

※指定する期間中に提出しなかった場合は、試験を棄権したものとみなします。

※一旦提出した内容の変更や差替えは、一切認めません。

11 試験に関する注意事項

- (1) 試験当日は、必ず試験開始時刻までに試験会場に入室してください。遅刻者は受験できません。
- (2) 受験の際は、受験票を持参してください。
- (3) 試験会場へは、公共交通機関等を利用してお越しください。

12 個人情報の取扱い

本試験の実施に際して収集した個人情報については、採用試験及び採用に関する事務以外には利用しません。

<参考>日本国籍を有しない職員の任用について

- 1 日本国籍を有しない職員は次の業務及び職には就くことができません。

[代表例]

①公権力の行使に該当する業務

- (1) 許可、認可、免許等処分に関する事務（漁業取締、各種許可、建築確認等）
- (2) 報告の徴収、検査に関する事務（保健医療機関等に関する報告の徴収、立入検査等）
- (3) 県税の賦課決定、徴収、滞納処分に関する事務
- (4) 補助金・交付金の交付、貸付金の貸付けの決定に関する事務
- (5) 審査請求に対する裁決に関する事務
- (6) そのほか、個人、法人、その他の団体の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす事務

②公の意思形成への参画に携わる職

当県行政について、企画、立案及び決定に参画する職とし、本庁課長以上の職、地方機関の長などです。ただし、専ら団体指導の業務に従事する職は除くものとします。

- 2 日本国籍を有しない人で、採用時に就労に制限のない在留の資格を有していない人は、採用されません。